

平成28年度

第4回倉浜衛生施設組合議会定例会
会議録

平成29年3月25日 開会
平成29年3月25日 閉会

場 所 : 倉浜衛生施設組合 管理棟3階大会議室

平成 28 年度
第 4 回

倉浜衛生施設組合議会臨時会会議録

平成 29 年 3 月 25 日（土）午前 10 時開会

議 事 日 程 第 1 号

平成 29 年 3 月 25 日（土）

午前 11 時開議

- 第 1 議長の辞職の件
- 第 2 選挙第 1 号 倉浜衛生施設組合議会議長の選挙について
- 第 3 会議録署名議員の指名について
- 第 4 会期の決定について
- 第 5 議案第 5 号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 6 号 平成 28 年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第 2 号)
- 第 7 議案第 7 号 平成 29 年度倉浜衛生施設組合一般会計予算
- 第 8 議案第 8 号 倉浜衛生施設組合指定金融機関の指定について
- 第 9 報告第 8 号～第 14 号
例月現金出納検査の結果報告について
- 第 10 報告第 15 号
平成 28 年度定例事務監査の結果報告について
- 第 11 一般質問
- 第 12 議員の派遣承認について

本日の会議に付した事件

(議事日程のとおり)

出席議員 (13 名)

1 番 小浜守勝 議員	9 番 宮城 克 議員
2 番 島 田 茂 議員	10 番 宮城勝子 議員
3 番 島袋邦男 議員	11 番 宮 城 司 議員
4 番 新里治利 議員	12 番 屋良千枝美 議員
5 番 高橋 真 議員	13 番 仲地泰夫 議員
7 番 前宮美津子 議員	14 番 宮里 廣 議員
8 番 諸見里宏美 議員	

欠席議員 (1 名)

6 番 浜比嘉 勇 議員

説明のため出席した者の職、氏名

管 理 者	桑江朝千夫	次長兼総務課長	新本 耕太郎
副 管 理 者	佐喜眞 淳	業務第一課長	宮 里 学
副 管 理 者	野国 昌春	業務第二課長	嘉陽田 朝之
事 務 局 長	大庭 隆 志		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

総 務 係 長	町田 洋人	主 事	新垣 義介
主 事	伊波 輝		

平成28年度第4回倉浜衛生施設組合議会（定例会）議事日程

日 時 平成29年3月25日（土）午前10時

場 所 倉浜衛生施設組合 管理棟 3階大会議室

議 事 日 程 第 1 号

第1 議長の辞職の件

第2 選挙第1号
倉浜衛生施設組合議会議長の選挙について

第3 会議録署名議員の指名について

第4 会期の決定について

自 平成29年3月25日

1日間

至 平成29年3月25日

第5 議案第5号
倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第6 議案第6号
平成28年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第2号）

第7 議案第7号
平成29年度倉浜衛生施設組合一般会計予算

第8 議案第8号
倉浜衛生施設組合指定金融機関の指定について

第9 報告第8号～第14号
例月現金出納検査の結果報告について

第10 報告第15号
平成28年度定例事務監査の結果報告について

第11 一般質問

第12 議員の派遣の承認について

開 会 （午前10時00分）

●宮城 司副議長

おはようございます。只今から、平成28年度第4回倉浜衛生施設組合議会定例会を開会いたします。

議員の皆様にご報告いたします。3月18日開催の全員協議会においても、ご報告申し上げたとおり、平成29年1月31日付けで、新里治利議長から議長の辞職願が提出されております。

本定例会においては、地方自治法第106条第1項の規定によりまして、副議長で、議事日程第1号によって議事を進めてまいりたいと思います。

只今の出席議員は13名でございます。6番浜比嘉勇議員から欠席の届出がなされております。

定足数に達しており会議は有効でございますので、早速会議に入ります。

日程第1、議長の辞職の件を議題といたします。

休憩いたします。

休憩（午前10時02分）

再開（午前10時03分）

●宮城 司副議長

再開いたします。事務局に辞職願の朗読をお願いいたします。

大庭隆志事務局長。

●大庭隆志事務局長

平成29年1月31日倉浜衛生施設組合議会副議長宮城司殿 倉浜衛生施設組合議会議長新里治利

倉浜衛生施設組合議会議長辞職について、見出しのことについて倉浜衛生施設組合議会会議規則第75条第1項の規定により、倉浜衛生施設組合議会議長を辞職したいので御高配のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

●宮城 司副議長

お諮りいたします。新里治利議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

●宮城 司副議長

ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

休憩いたします。

休憩（午前10時05分）

再開（午前10時06分）

●宮城 司副議長

再開いたします。

日程第2、選挙第1号 倉浜衛生施設組合議会議長の選挙についてを議題といたします。

休憩いたします。

休憩（午前10時06分）

再開（午前10時06分）

●宮城 司副議長

再開いたします。

倉浜衛生施設組合議会議長選挙については、地方自治法第103条第1項及び倉浜衛生施設組合同規約第9条第1項の規定により、倉浜衛生施設組合議会の議長を選挙いたします。選挙第1号につきましては、指名推薦と投票のいずれの方法といたしましょうか。

休憩いたします。

休憩（午前10時07分）

再開（午前10時10分）

●宮城 司副議長

再開いたします。

選挙第1号につきましては、指名推薦と投票のいずれの方法といたしましょうか。

小浜守勝議員。

●小浜守勝議員

指名推薦でお願いいたします。

●宮城 司副議長

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

●宮城 司副議長

ご異議ございませんので、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたします。それでは、ご指名をお願いします。

小浜守勝議員。

●小浜守勝議員

議長に高橋真議員を指名いたします。

●宮城 司副議長

議長に、高橋真議員の指名があります。

お諮りいたします。ただいまの指名にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●宮城 司副議長

ご異議ございませんので、高橋真議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました高橋真議員が、議場におられますので、本席か

ら会議規則第32条第2項の規定による当選の旨の告知を致します。
休憩いたします。

休憩（午前10時12分）

再開（午前10時12分）

●宮城 司副議長

再開いたします。

新議長任期につきましては、前議長の残任期間となりますので、1年7ヶ月間となります。

それでは、新議長に、議長当選承諾のご挨拶をお願いいたします。

高橋 真議員。

●高橋 真議員

只今、副議長から告知がございましたように、皆さまからのご推薦とご支持によりまして議長に当選させていただくことができました。心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。これから1年7ヶ月という期間、議員諸兄の皆さまの温かいご指導とご協力を仰ぎながら、スムーズな議会運営に一生懸命頑張る決意でありますので、どうぞ皆さま方のご協力をお願い申し上げます。ありがとうございました。

●宮城 司副議長

新議長に、ご挨拶いただきましたので、これより議事進行を新議長に引継ぎます。よろしく申し上げます。高橋議員、議長席へお願いいたします。

休憩いたします。

休憩（午前10時13分）

再開（午前10時15分）

●高橋 真議長

再開いたします。

それでは、引き続き会議を進めて参ります。

管理者よりの開会のご挨拶をお願いいたします。

桑江朝千夫管理者。

●桑江朝千夫管理者

おはようございます。

平成28年度第4回倉浜衛生施設組合議会（定例会）を開会するにあたりましてご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、週末にもかかわらず、大切なお時間をお繰り合わせ頂きまして、誠に感謝申し上げます。ありがとうございます。

これまで議長であられました新里治利議員のこれまでのご尽力に対しまして、心からのお礼を申し上げます。

また、このたび新たに議長に当選されました高橋真議員におかれましては、倉浜衛生施設組合に対し、引き続きご尽力を賜りますようお願いを申し上げる次第

であります。

それでは、今定例会に上程致しております、案件につきましては、

『倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例』、

『平成28年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第2号）』、

『平成29年度倉浜衛生施設組合一般会計予算』そして、

『倉浜衛生施設組合指定金融機関の指定について』の4件でございます。

案件の内容につきましては、事務局の方から、ご説明させて頂きたいと存じますが、なにとぞ慎重なるご審議を頂きましてご議決賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

なにとぞよろしくお願いたします。

●高橋 真議長

以上でご挨拶を終わります。

日程第3、会議録署名議員の指名について議題といたします。本件につきましては、会議規則第70条によって議長の指名になっておりますので指名いたします。

3番議員 島袋邦男議員、10番議員 宮城勝子議員の両名を会議録署名議員に指名いたします。

日程第4、会期の決定について議題といたします。

休憩いたします。

休憩（午前10時16分）

再開（午前10時16分）

●高橋 真議長

再開いたします。

会期については、平成29年3月18日開催の全員協議会における協議のとおり、本日1日限りと致したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

●高橋 真議長

ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

日程第5、議案第5号、倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について議題といたします。当局の説明を求めます。

大庭隆志事務局長。

●大庭隆志事務局長

御説明申し上げます。議案第5号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年3月25日 倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

提案理由 沖縄県人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告等を

考慮し、所要の改正を行う必要があり、この案を提出する。

次のページをお願いいたします。

倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

(倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例(昭和49年倉浜衛生施設組合条例第10号)の一部を次のように改正する。

第11条の4第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に改める。

附則第5項中「100分の0.16」を「100分の0.18」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第4条関係)でございます。

行政職給料表につきましては、概略での御説明とさせていただきます。今回の行政職給料表の改定につきましては、1級から3級の初めまでが1,500円程度の引き上げ、4級の初めが1,200円、5級から8級までが900円から400円の引き上げとなっております。

なお、再任用職員につきましては、各号共に400円の引き上げでございます。

次に5ページをお願いいたします。

第2条 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条の4第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

附則第5項中「100分の0.18」を「100分の0.17」に改める。

第3条 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第15条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族については1人につき10,000円とする。

(倉浜衛生施設組合事務局現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

次のページをお願いいたします。

第4条 倉浜衛生施設組合事務局現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和59年倉浜衛生施設組合条例第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中、「職員」を「現業職員」に改める。同項第1号中「含む」の次に「。以下同じ」を加え、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。この条例による改正後の倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第1条の規定は、平成28年12月1日から適用する。ただし、別表第2の規定は、平成28年4月1日から適用する。

2 改正後の条例第2条、第3条、第4条の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第3条の規定による改正後の条例第15条第3項の規定の適用については、同項中「及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族については1人につき10,000円」とあるのは、「に該当する扶養親族については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」とする。

5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の条例第15条第3項の規定の適用については、同項中「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円）、同項第2号」とあるのは、「、同項第2号」とする。

(規則への委任)

6 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●高橋 真議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(『質疑なし』の声あり)

●高橋 真議長

質疑はないものと認め、これにて質疑を終了いたします。

次に討論に入ります。議案第5号について討論はありませんか。

(『討論なし』の声あり)

●高橋 真議長

討論なしの声がございますが、討論を終結してよろしいでしょうか。

(『異議なし』の声あり)

●高橋 真議長

ご異議ございませんので、討論を終了いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第5号、倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●高橋 真議長

ご異議ございませんので、よって議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第6号、平成28年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)について議題といたします。当局の説明を求めます。

大庭隆志事務局長。

●大庭隆志事務局長

議案第6号 平成28年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)

みだしのことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求める。

平成29年3月25日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

次のページをお願いいたします。

平成28年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)

平成28年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,486万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,831万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月25日提出

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。補正のある項目について読み上げて説明に変えます。歳入でございます。2款使用料及び手数料、1項手数料、補正前の額1億804万7,000円。補正額608万9,000円。補正後の額1億1,413万6,000円。

4款財産収入、1項財産運用収入、補正前の額177万9,000円。補正額136万9,000円。補正後の額314万8,000円。5款繰入金、1項基金繰入金、補正前の額9,121万9,000円。補正額マイナス8,203万2,000円。補正後の額918万7,000円。

7款諸収入、2項預金利子、補正前の額5万1,000円。補正額46万7,000円。補正後の額51万8,000円。同じく3項雑入、補正前の額2億9,609万3,000円。補正額4,924万7,000円。補正後の額3億4,534万円。

歳入合計でございます。補正前の額23億6,317万2,000円。補正額マイナス2,486万円。補正後の額23億3,831万2,000円。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出補正予算の歳出でございます。同じく補正のある項目について読み上げて説明に変えさせていただきます。

1款議会費、1項議会費、補正前の額392万8,000円。補正額6,000円。補正後の額393万4,000円。2款総務費、1項総務管理費、補正前の額1億7,307万9,000円。補正額660万3,000円。補正後の額1億7,968万2,000円。2項監査委員費、補正前の額87万6,000円。補正額マイナス6万5,000円。補正後の額81万1,000円。2款総務費の合計でございます。補正前の額1億7,395万5,000円。補正額653万8,000円。補正後の額1億8,049万3,000円。3款衛生費、1項清掃費、補正前の額15億6,220万8,000円。補正額マイナス3,140万4,000円。補正後の額15億3,080万4,000円。

歳出合計でございます。補正前の額23億6,317万2,000円。補正額マイナス2,486万円。補正後の額23億3,831万2,000円でございます。

次に歳入歳出の主なものについて御説明を申し上げます。説明書の3ページをお願いいたします。

歳入の2款1項1目1節ごみ処理手数料の説明欄1の可燃ごみ処理手数料587万6,000円の増でございますが、これは当初の事業系可燃ごみ処理見込み量を2万6,408トンに対し、年度末見込み量を2万7,877トンとして見込み計上しております。

次に5ページをお願いします。

5款1項1目財政調整基金繰入金の8,012万5,000円の減でございますが、今補正後、財政調整基金繰入金が0となっております。

また、同2目最終処分場整備等基金繰入金の190万7,000円の減につきましては、歳出の最終処分場費における浸出水処理施設長寿命化計画策定業務委託の契約差額を減額するものでございます。

次に7ページをお願いします。

7款3項1目雑入の説明欄6の売電料3,860万9,000円につきましては、補正後の売電料を2億3,477万2,000円と見込んでおります。

同じく説明欄15の有償入札拠出金700万2,000円につきましては、今年度のペットボトル搬出総量を784.91トンと見込みトン当たりの拠出金単価を1万9,217円として見込んでおり、補正後の額を1,508万3,000円として計上しております。また、同雑入の説明欄1のスチール缶プレス売却料をはじめアルミや鉄類の減額につきましては、市場価格の下落による減額補正となっております。

次に同ページ7款3項2目1節のごみ処理施設受託事業収入、説明欄1の金武地区消防衛生組合可燃ごみ処理受託料814万4,000円につきましては、同組合の施設トラブルにより、昨年9月から10月にかけて、24日間296.41トンの可燃ごみを処理したものでございます。

次に8ページをお願いします。

歳出の1款1項1目議会費1節報酬の6,000円でございますが、議長の辞職に伴う新旧議長の3月期分の報酬のうち、新議長分の議員報酬として差額を計上しております。

次に9ページをお願いします。

2款1項1目総務費の一般管理費につきましては、660万3,000円の増となっております。まず総務費一般管理費の増額要因でございますが、同ページの25節積立金の1,271万6,000円補正増でございます。

内訳といたしましては、説明欄1の財政調整期基金積立金1,226万1,000円でございますが、財政調整基金積立金につきましては、今補正による歳入歳出財源調整分で1,131万2,000円と、財政調整基金にかかる利息分94万9,000円を積み立てるものでございます。

また、説明欄2の最終処分場整備等基金積立金の45万5,000円の増につきましては、本年度預金利子同額見込み分を積立計上するものでございます。

同じく3節職員手当等の11万円の増につきましては、平成28年4月1日付け給与の遡及改正に伴う期末手当9万7,000円、退職手当組合負担金1万3,000円の増となっております。なお、その他の職員給につきましては、遡及改定に伴う増はございません。

次に総務費一般管理費の減額の主な要因としまして、同ページ13節委託料の382万円の減につきましては、説明欄1の警備業務委託ほか6件の契約差額の減でございます。なお、13節委託料中、説明欄4の施設清掃業務委託の減が110万3,000円の最も大きな減額となっております。

その契約につきましては、債務負担行為により平成28年3月9日には契約締結されていることから、今後は契約差額の予算の管理については、8月の補正で対応するなどしっかりとした予算管理に努めてまいります。

次に11ページをお願いします。

3款1項1目塵芥処理場費（熱回収施設）につきましては、1,224万4,000円の減となっております。減額の主なものとしまして、13節委託料の1,076万1,000円の減でございますが、これは説明欄1の電気設備保守点検業務委託ほか4件の契約差額でございます。

次に7節賃金につきましても、55万2,000円の減となっております。これにつきましては、任用遅れまた中途退職による3ヵ月の1名分を、時間外不用分と共に減額するものでございます。

次に3款1項2目塵芥処理場費（リサイクルセンター）につきましては、848万1,000円の減となっております。減額の主なものとしまして、3節職員手当等で4,419,000円の減となっておりますが、これにつきましては、今年度予定していましたがリサイクルセンター現業職の2名の任用が、平成29年4月1日付け採用となったことによる不用減でございます。

また、12ページのリサイクルセンターの13節委託料153万3,000円の減でございますが、これは説明欄1の電気設備保守点検業務委託ほか3件の契約差額でございます。

次に3款1項3目最終処分場費につきましては、627万5,000円の減となっております。減額の主なものとしまして、11節需用費の229万5,000円の減でございますが、中でも説明欄2の光熱水費151万8,000円の減がございます。これは主に電気料金の減額分となっております。

次に13節委託料の345万3,000円の減につきましては、説明欄表記4件の契約差額となっております。なお委託料の中でも説明欄4の侵出水処理施設長寿命化計画策定業務委託が190万7,000円の契約差額を減額するものでございますが、これにつきましては、冒頭で御説明がございましたように、契約日が平成28年9月8日となり、今月末に完成検査を予定しております。事業着手の遅れによる最終補正での減額となったものでございます。

次に13ページをお願いいたします。

3款1項4目し尿処理場費につきましては、440万4,000円の減となっております。減額の主なものとしまして、11節需用費の245万9,000円の減でございます。中でも説明欄3の光熱水費200万5,000円の減でございますが、これは施設機器等の整備や取替等を行ったことにより、モーター類を中心とした電気機器への負担が軽減されたことが大きな電気料金減額の要因でございます。

次に13節委託料の100万6,000円の減につきましては、説明欄表記5件の契約差額となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

●高橋 真議長

以上で当局の説明を終わります。

休憩いたします。

休憩（午前10時44分）

再開（午前10時45分）

●高橋 真議長

再開いたします。

ただちに質疑に入ります。質疑はありますか。

諸見里宏美議員。

●諸見里宏美議員

私のほうから2点ほどお聞かせいただきたい部分があります。まず、今回の補正予算の7ページ歳入のほうです。歳入のこの7款3項2目のほうの受託事業収入に関してです。説明のほうで金武地区消防衛生組合可燃ごみ処理受託料ということで書かれておりますが、この部分を少し御説明いただけませんか。どういった部分でこの受託料が発生しているのか。

またこの部分を少し教えていただけますか。それともう1点ですね、歳出のほうの11ページです。3款1項1目のほうの節でいいますと13節委託料の説明の3の電気計装設備保守点検業務委託。これが今回委託料の契約差額ということで760万円の契約差額が出ております。この部分の御説明をよろしくお願いいたします。前回の議案勉強会の中でこの760万円という額が出ている理由ということで少しお聞きしました。その中で資料をもらったんですが、この760万円の内訳等々を少しお聞かせいただきたいと思います。

それとまた本契約の類似契約の部分でやはり同じような委託料の差額がだいぶ、出ています。この部分についてもどういったことなのかということで一番大きいものに関しては185万4,552円という契約差額が出ております。そういった部分でなぜこういった契約差額が出てくるのかその辺りの御説明をお願いできますか。

宮里学業務第一課長。

●宮里 学業務第一課長

諸見里宏美議員の質問にお答えします。まず、金武地区消防衛生組合可燃ごみ処理受託料の収入ですけれども、追加資料を御参照お願いします。追加資料の7ページをお願いします。可燃ごみ処理受託事業収入として金武地区消防衛生組合可燃ごみ処理受託料の現行単価について説明したいと思います。

金武地区消防衛生組合の施設トラブルにより緊急で9月から10月にかけて24日間可燃ごみを受け入れたことによる受託料の収入となっております。

単価については、平成27年度決算額のうち、ごみ処理に掛かった経費をごみ総搬入量で除した値を、ごみ処理単価とし、同様に最終処分に掛かった経費を埋立処分量で除した値を、最終処分単価として、それぞれ算出しております。計算式については表記のとおりでございます。

続きまして11ページの熱回収施設の13節を説明したいと思います。追加資料の9ページをお願いします。9ページのほうで説明がありますが、電気計装

設備保守点検業務委託の契約差額が760万5,403円となっております。この契約に関しては表記のとおり5件の契約を行っております。その契約としまして①ポンプ室計装設備（取水場）保守点検、②5成分・2成分分析計・ボイラー〇2計保守点検、③塩化水素濃度計・水銀濃度計保守点検、④調節弁・伝送器保守点検、⑤DCS装置保守点検の5件になっております。これは何れも契約差額になるんですけど、③番の塩化水素濃度計・水銀濃度計保守点検が仕様の変更による95万400円の減、⑤のDCS装置保守点検のほうが使用の変更と契約差額による446万416円の減であります。5件の合計の差額が760万5,403円となっております。下のほうの似たような電気設備保守点検業務委託につきましても6項目の契約でしたが、何れも表記の契約差額となっております。以上です。

●高橋 真議長

諸見里宏美議員。

●諸見里宏美議員

ありがとうございます。それでは歳出として7ページのほうの受託料収入、金武地区消防衛生組合可燃ごみ処理受託料ということでの御説明、そしてまた資料の提出のほうでありました。この部分でもう1点お聞かせいただきたいと思えます。計算式というのは下のほうにごみ処理単価、そして最終処分単価ということで計算式が載っておりますが、普通はこのごみの処理、特に受託料に関しては消費税が含まれていると思えます。この部分で最終処分単価、そしてごみ処理単価に関してこの単価には消費税等々も含まれた金額なのかどうなのかということをお聞かせください。この計算式を見ますと公債費、人件費、物件費、維持補修費、補助費等プラス扶助費、公債費ということで計算を出しております。この中で消費税をかけてのものなのかどうなのか。普通このごみ処理手数料というものに関しては受け取り料ごみの受け取りに関する最終処分に関しては消費税が含まれると思えます。現に今行われている搬入されて処理に関する手数料には消費税が含まれて処分していると思えますが、この部分に関しては消費税が含まれての単価なのかどうなのかということで少しお聞かせください。

それともう1点、歳出の部分です。13節の部分ですね、これも少し委託に関してお聞かせいただきたいと思えます。特にこの資料からです。9ページの部分の一番上の資料1ということで③の部分仕様変更によるもの。そして⑤の部分DCS装置保守点検という部分でこの部分でも大きく466万416円という形で契約差額が出ております。この仕様の変更というのはどういった変更になっているのか。お聞かせ願いますか。

●高橋 真議長

宮里学業務第一課長。

●宮里 学業務第一課長

金武地区消防の受託事業収入に関しては消費税が含まれております。あと13節電気計装設備保守点検業務委託の仕様の変更が2件ございます。その変更とい

うのは、予算を取って事業を始める前に、内容を精査して必要が無い部分を省いた仕様の変更となっております。

●高橋 真議長

大庭隆志事務局長。

●大庭隆志事務局長

只今の金武地区消防の受託事業収入についての業務第一課長の説明の補足なんですけれども、消費税が含まれているということで説明がありましたけれども、消費税としての収入は行っておりません。含まれているというのはここにかかっております物件費、維持補修費等々、私どものほうで支出されている内容について消費税が含まれておりますけれども、その相当分について含めて手数料として徴収しているという意味でございます。以上でございます。

●高橋 真議長

諸見里宏美議員。

●諸見里宏美議員

消費税の部分ではこれはやってしまったということであるんですが、それとこの仕様に変更によるものということで、精査していったということなんですけど、ではこれまで仕様書等々契約する時点でいろいろこの契約の内容を変更して行くわけなんですけど、これまでのあり方というのはどうだったんでしょうか。これまでずっとこの随意契約で行っていますよね。他の部分でも契約差額ということなんですけど。これからはやはり随意契約をするにしても仕様書が本当にこれで、今までの仕様書として、それからこれから受託させるためには契約するためにどういったあり方があるのかということで他の部分でも随意がかなりあります。入札資料1のほうの部分で契約差額が760万円という額が出ているんですが、新しくこの出たところだけ④調節弁・伝送器保守点検、ヤシマ工業さんがされたところはあくまでも入札で、他の部分では随意契約ということになっています。随意契約の中で契約差額が出ているんですが、この中でもやはり仕様書等々の点検はされてきたのかどうなのか。この仕様書の点検で省かれた部分というのがどういったものなのかということをお聞かせ願えませんでしょうか。この中にはやはり仕様書の中に含まれていて、必要がないというはじき飛ばされたという理由についてお聞かせ願いますか。

●高橋 真議長

宮里学業務第一課長。

●宮里 学業務第一課長

お答えしたいと思います。基本的にまず、委託業務というのは前年度の報告書に基づいて仕様書を作ります。その中で動いている機械を委託業務にかけるんですが、止めて初めて健全性が保たれているものがあります。その部分を弾くということでもあります。

●高橋 真議長

他に質疑はありませんか。

●高橋 真議長

前宮美津子議員。

●前宮美津子議員

1点だけ質問させていただきます。議案第6号 平成28年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)について、7ページの歳入のほうです。7款3項1目雑入のほうで1点だけお聞かせ願いたいと思います。説明の6売電料3,860万9,000円ということで毎年これはかなりの額で上がってきて自主財源としてはとても良いものではないかといつも気になっておりました。この単価が上がったということでの報告があったように思いますけど、これは内容をその単価が上がったのがどういうものなのか。その内容をそしていくら上がったか。その経緯の説明をお願いしたいと思います。

●高橋 真議長

大庭隆志事務局長。

●大庭隆志事務局長

売電料につきましては、当初予定をしておりました1キロワット当たり12.53円の売電単価がございます。それを0.59円の増を見込みまして、13.12円として計上してございます。

●高橋 真議長

宮里学業務第一課長。

●宮里 学業務第一課長

売電単価には2種類ありまして、バイオマス比率による単価というのがあって、バイオマス比率の単価が18.36円/キロワット、それ以外が7.52円となります。その単価については、比率に関しては毎月ごみを分析しております。バイオと言いますと自然由来のごみ、石油以外のごみなんですけど、その比率でバイオ単価とそれ以外の単価とありますので、毎月その単価というのは変わってきます。

●高橋 真議長

前宮美津子議員。

●前宮美津子議員

これは電気を売るわけですよ。その契約というのはどういうふうになっているんでしょうか。契約があってそして皆さんが交渉して決められているのかね。そういう流れはこの単価というのは、今13.12円ということになっているのは、皆さんとしては満足な値段なのかですね、もっと交渉して取れる値段なのかですね、教えてもらえますか。

●高橋 真議長

宮里学業務第一課長。

●宮里 学業務第一課長

契約先が沖縄県内では沖縄電力1社しかございませんので、沖縄電力さんと契

約をしております。単価の話でございますが、先ほどお話ししましたように、バイオの単価、それ以外の単価とありますので、これを電力さんの計算式によって、それで金額が決まります。

●高橋 真議長

前宮美津子議員。

●前宮美津子議員

分かりました。自主財源として数字的に断トツですよ。売電料は、今後もこれに期待できるのか。今電気料というのはかなり上がったり下がったりしています。家庭でもそうですけれども、それを契約として皆さんが売ることに対して交渉ができるのかどうかということなんですね。そういうことであれば、もっと値上げをしていって構成市町の花担金が安く出来るようなそういうのがあるのではないかなあとちょっと飛びすぎた話ですけれども、そういうふうはこの売電料が高いんですね。今度は2億3,000万円余りの見込みをしているということなので、本当に皆さんが交渉して貰える額なのかなあと。そうであれば、もっと交渉していいはずなんですよということなんですけどね。どうですか。

●高橋 真議長

宮里学業務第一課長。

●宮里 学業務第一課長

前宮議員の質問にお答えします。現在単価というのは国の基準がありまして、それに則っておりますので、その単価での契約。それとバイオマス比率が高ければその比率によって金額が上がっていくこととなります。

●高橋 真議長

他に質疑はございませんか。

(『質疑なし』の声あり)

●高橋 真議長

質疑はないものと認め、これにて質疑を終了いたします。

次に、討論に入ります。議案第6号について討論はありませんか。

(『討論なし』の声あり)

●高橋 真議長

討論なしの声がありますので、討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第6号 平成28年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

●高橋 真議長

ご異議ございませんので、よって議案第6号は原案のとおり可決いたしました。5分ほどお茶の休憩といたします。

休憩(午前11時10分)

再開（午前 11 時 17 分）

●高橋 真議長

再開いたします。

日程第 7、議案第 7 号、平成 29 年度倉浜衛生施設組合一般会計予算について議題といたします。当局の説明を求めます。

大庭隆志事務局長。

●大庭隆志事務局長

議案第 7 号 平成 29 年度倉浜衛生施設組合一般会計予算。

みだしのことについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 25 日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫。

次のページをお願いいたします。

平成 29 年度倉浜衛生施設組合一般会計予算。

平成 29 年度倉浜衛生施設組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 24 億 3,981 万 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 29 年 3 月 25 日 提出

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫。

次のページをお願いいたします。

第 1 表 歳入歳出予算の歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、17 億 6,743 万円。2 款使用料及び手数料、1 項手数料、金額 1 億 6,514 万 1,000 円。4 款財産収入、1 項財産運用収入、金額 57 万 1,000 円。5 款繰入金、1 項基金繰入金、金額 2 億 6 百 1,000 円。6 款繰越金、1 項繰越金、金額 1,000 円。7 款諸収入、2 項預金利子、金額 17 万 6,000 千円。同じく 3 項雑入 3 億 49 万 5,000 円。7 款諸収入の合計 3 億 67 万 1,000 円。歳入合計でご

ございます。金額24億3,981万5,000円。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算の歳出でございます。

1款議会費、1項議会費、金額559万2,000円。2款総務費、1項総務管理費、金額1億6,913万2,000円。同じく2項監査委員費88万6,000円。2款総務費合計1億7,001万8,000円。3款衛生費、1項清掃費、金額16億4,112万4,000円。4款公債費、1項公債費、金額6億808万1,000円。5款予備費、1項予備費、金額1,500万円。歳出合計でございます。金額24億3,981万5,000円。

次のページをお願いいたします。

予算書4ページ第2表債務負担行為、事項会議音響システム借上料、期間平成29年度から平成33年度まで、限度額335万6,000円でございます。

次に歳入歳出の主なものについて御説明を申し上げます。

説明書の3ページをお願いいたします。

1款1項1目1節ごみ処理運営負担金でございますが、対前年度当初比較で5,876万4,000円の減となっております。内訳といたしましては、ごみ処理運営負担金で6,319万8,000円の減、し尿処理運営負担金が443万4,000円の増となっており、併せて5,876万4,000円減となっております。ごみ処理運営負担金の減額の主な理由としまして、同じく歳入の財政調整基金に繰入金9,000万円の増が最も大きな要因でございます。

また、し尿処理運営負担金の増の主な要因といたしまして、歳出の12ページになりますが、2款1項1目13節委託料説明欄18し尿処理施設(汚泥再生処理センター)整備事業計画策定業務委託料の負担に伴う増が主な要因でございます。

ページを戻りまして4ページでございます。2款1項1目一般廃棄物処理手数料、1節ごみ処理手数料につきましては、対前年度当初費5,709万4,000円の増となっております。増の主な要因としましては、説明欄1の可燃ごみ処理手数料並びに2の不燃ごみ処理手数料が平成29年4月1日付け1キロ当たり4円から6円への改定に伴うものでございます。

次に6ページをお願いします。5款1項1目1節財政調整基金繰入金2億円につきましては、財政調整基金条例第6条第4号に基づく取り崩しで歳入後の基金残高見込みは2億8,046万7,000円を予定しております。

同じく5款1項3目1節最終処分場整備等基金繰入金の600万円は、同基金条例第3号に基づく取り崩しで登川、池原自治会への年度協力金への充当でございます。なお繰入後の基金残高見込みは6億5,344万3,000円を予定しております。

次に9ページをお願いいたします。

7款3項1目1節雑入の説明欄6の売電料でございますが、対前年度当初比622万5,000円の増となっております。次に説明欄19の有償入札抛出品1,062万2,000円につきましては、ペットボトル等の再商品化に伴う再商品化事業者から

の有償入札に伴う抛出金でございます。

次に同ページ、7款3項2目1節ごみ処理施設受託事業収入の説明欄1の東部清掃焼却残渣等埋立処分受託料5,774万1,000円でございますが、前年度当初比310万6,000円の増でございます。

次に歳出の主なものについて御説明申し上げます。10ページをお願いします。

1款1項1目議会費につきましては、対前年度当初比166万4,000円の増となっております。増の要因につきましては、9節旅費の169万4,000円が主な要因でございますが、平成29年度につきましては、現在、倉浜衛生施設組合還元施設検討委員会において提案されております体育館や温浴施設を中心とした要素に加え、他の用途を検証の上、関東以南の4箇所程度の先進地視察を予定しております。

次に11ページをお願いします。

2款1項1目総務費の一般管理費につきましては、前年度当初比1,886万2,000円の増でございます。増額の要因としまして、まず定員管理計画に基づく総務課職員の1増化したことが要因でして、前年度当初比2節給料で393万2,000円。3節職員手当等で446万2,000円の増となっております。

なお、定員管理における職員手当につきましては変わらず、総務課1増にあたり業務第一課1減となっております。ほか、増額の要因としまして、12ページ、13節委託料の説明欄18し尿処理施設（汚泥再生処理センター）整備事業計画策定業務委託でございますが、これにつきましては、平成29年度に予定しております循環型社会形成推進交付金の申請と共に施設整備事業計画の策定を行う予定でございます。

同じく増額の要因としましては、13節委託料の説明欄20旧工場敷地返還後の周辺環境調査業務委託につきましては、旧工場敷地2万1,903㎡を返還後につきましても、当分の間、同敷地から流れ出る水質等について、水質汚濁防止法などで定める排水基準に準じた検査を行う予定でございます。

次に13ページ。14節使用料及び賃借料の説明欄1の土地借上料34万8,000円でございますが、これにつきましては、旧工場敷地返還後、引き続き本組合において使用してまいります3,782㎡分の土地借上料の計上でございます。

次に18節備品購入費、説明欄2機械器具費でございますが、前年度当初比123万3,000円の増となっております。平成29年度の増額の主な理由といたしましては、事務連絡車の購入といたしまして軽自動車の購入を予定しております。

次に15ページをお願いします。

3款1項1目塵芥処理場費の熱回収施設につきましては、前年度当初比6,673万6,000円の増となっております。増額の主な要因につきましては、同ページ11節需用費が前年度当初比8,404万1,000円の増で8億1,601万6,000円の計上となっております。11節需用費における増額の要因につきましては、説明欄5の修繕費が前年度当初比で7,823万9,000円増の5億9,870万9,000円の計上となってお

ります。

熱回収施設内における機器につきましては、前年度当初と比較いたしまして最も増加が見込まれている機器としまして、燃焼ガス冷却設備の修繕で対前年度当初比5,604万円の増を見込んでおり、今期1億1,575万8,000円の修繕整備を予定しております。

また、発電を行うための蒸気タービン設備を含めた需要設備であります余熱利用設備修繕で対前年度当初比4,839万3,000円増の5,746万4,000円の修繕整備を予定しております。なお、平成29年度につきましては、焼却ガス冷却設備並びに蒸気タービン設備と共に法定自主検査に伴う安全管理審査の実施が予定されております。

次に16ページをお願いいたします。

13節委託料につきましては、対前年度当初比1,438万4,000円の減となっております。同委託料における減額の要因といたしまして、熱回収施設電力設備である受変電設備保守点検や常用発電設備保守点検を中心とした説明欄1の電気設備保守点検業務委託が対前年度当初比599万3,000円の減額となっております。

同じく13節委託料、説明欄12の電気計装設備保守点検業務委託の前年当初比が577万4,000円の減額となっております。

また17ページの同じく13節委託料、説明欄20の環境影響評価事後調査業務委託（その10）につきましては、沖縄県環境影響評価条例第39条の第1項の規定に基づく県知事の意見に基づく調査業務となっておりますが、昨年度同調査業務委託（その9）から調査項目が減少によりまして、907万2,000円の減となっております。

次に18ページ、3款1項2目塵芥処理場費（リサイクルセンター）につきましては、対前年度当初比18万7,000円の減となっております。その主な増減内容について御説明申し上げます。まず、3節職員手当等の退職手当組合特別負担金424万7,000円の増となっておりますが、これにつきましては、平成29年度退職予定者1名分の計上となっております。

次に11節需用費、説明欄3の修繕費2,331万8,000円につきましては、対前年当初比180万7,000円の減となっております。リサイクルセンター修繕費の主な増減内容としましてペットボトル圧縮機、紙類圧縮梱包機修繕整備にかかる整備仕様の変更によるもので、113万円の減、また、前年度修繕整備の実施済に伴う減額分といたしまして、鉄缶圧縮梱包機、不燃ごみ粗破砕機、不燃性粗大ごみ粗破砕機修繕整備分としまして、約1,374万4,000円の減額となっております。一方、修繕費の増額の要因としまして、電気計装設備並びに破碎物搬送コンベアー修繕整備の新規追加による1,102万5,000円が計上されております。

次に19ページをお願いいたします。

13節委託料につきましては、対前年度当初比178万円の減額となっております。委託料につきましても、増減の主なものについて御説明申し上げます。まず、

説明欄 1 の草木類処理業務委託につきましては、前年当初比で171万2,000円の増となっております。これにつきましては、台風等による草木類処理量の増加を見込んでの計上でございます。次に減額の要因でございますが、昨年度は作業環境等測定業務委託207万4,000円の全部減でございます。

次に20ページ、3款1項3目最終処分場費につきましては、前年当初比160万1,000円の減となっております。最終処分場費につきましても、その主な増減内容について御説明を申し上げます。

まず3節職員手当の説明欄8の退職手当組合特別負担金の426万円についてでございますが、リサイクルセンター同様、平成29年度退職予定の1名分の計上でございます。次に同ページ13節委託料につきましては、前年当初比498万6,000円の減となっております。これにつきましては、昨年度当初予算における浸出水処理施設長寿命化計画策定業務委託509万3,000円の全部減が主な減額の要因でございます。

次に22ページ3款1項4目し尿処理場費につきましては、前年度当初比107万2,000円の増となっております。これにつきましては、同ページ13節委託料5,431万1,000円が前年度当初比で626万9,000円の増となっております。委託料増額の理由といたしましては、23ページの説明欄9の高濃度脱臭装置活性炭取替業務委託が3年に1度、並びに説明欄10ろ過器砂取替業務委託が5年に1度の割合で実施される両委託業務を併せて前年度当初比681万4,000円の増となっております。

一方、減額の要因といたしましては、22ページに戻りまして、11節需用費が137万3,000円の減、また昨年度当初予算における15節工事請負費ガスタンク補修工事366万4,000円の全部減がし尿処理場費減額の主な要因でございます。

次に24ページ4款1項公債費につきましては、1目元金と2目利子を含めた償還額6億808万1,000円は前年当初と同額となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

●高橋 真議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

●高橋 真議長

前宮美津子議員。

●前宮美津子議員

1点だけ、歳出のほうで平成29年度倉浜衛生施設組合一般会計予算の17ページの3款1項1目13節委託料の説明欄20の環境影響評価事後調査業務委託料というのが(その10)というふうになっているんですけども、これは県のほうからの受けということで、907万円の減ということの説明がありましたけれども、これはどういう内容かちょっと説明していただけますか。

●高橋 真議長

宮里学業務第一課長。

●宮里 学業務第一課長

前宮議員の質問にお答えしたいと思います。まず、今日お配りした追加資料の13ページをお願いいたします。真ん中のほうに1があります。前年度からの調査項目の増減について平成29年度は、調査として、水象、植物、動物の調査を、次のページの別紙のとおり予定しております。とありますが、調査項目の減、調査内容及び調査方法の変更を予定しております。

次のページをお願いします。14ページのほうですが、左側が28年度当初となっております。縦軸の水象、植物、動物、生態系とありますけれども、29年度は生態系のほうがなくなりまして、水象、植物、動物の調査となります。内容については表記のとおりでございます。

●高橋 真議長

前宮美津子議員。

●前宮美津子議員

この地域で生態系、植物、動物保存するそういうものはあるんでしょうかね。どういう調査をするんでしょうか。この中のですね。

●高橋 真議長

宮里学業務第一課長。

●宮里 学業務第一課長

この地域というのは元々湿地帯でありまして、そこには動物、植物、貴重なものがあつたと聞いています。動物に関してはタイワンキンギョとかサカモトサワガニなどの在来種ですね。元々あつた動物。また、植物に関してはいろいろ、カンダヒメランなどの貴重種があります。元々この地域にあつたものを、移植してあります。その生態系の調査と適切に移植されているかという調査を行っております。以上です。

●前宮美津子議員

はい、分かりました。ありがとうございました。

●高橋 真議長

他に質疑はございませんか。

●高橋 真議長

諸見里宏美議員。

●諸見里宏美議員

すみません。少し教えていただきたいと思います。4ページ、今回の2款1項1目のごみ処理手数料、節でいいますと1節。それから1節のし尿処理手数料及び9ページの7款2目の受託事業収入の部分のほうの節でいいますと1節ごみ処理施設受託事業収入、この上にもあります7款3項1目雑入のほうの説明でいいますと18残渣等車両積込み受託料の中で少しお聞かせいただきたいと思っております。この中で消費税等々が含まれているものに関して、少しお聞かせいただ

けますか。こういった部分に消費税等々が反映されているのか。例えば今言いました受託事業収入のほうの東部清掃焼却残渣等埋立処分受託料、この中には消費税8%の部分が含まれております。これも受け入れに關しての改定、8%相当額を2万4,400円に改定されておりますよね。ということは、倉浜としては、この消費税を受け取っているわけですよね。消費税、そのまま受託料の中で8%が含まれていて、消費税を受け取っている。ということは、租税法の中で消費税を国のほうに納めていかなければいけないという部分が出てくるのではないかなあというのがあります。上下水道料金に關しても、料金という形で消費税が含まれております。そうした場合は、上下水道料金の場合でもこの歳出の部分で消費税相当分をやはり国のほうに租税法の中で、納めなければいけないという部分に含まれていると思うんですが、その部分の処理というのは歳出のこういったところで行われているのか。公債費を見ましてもそういった部分が、消費税部分のほうが見えてこないんですね。国のほうに納める部分。この辺りについて少し御説明を願えませんでしょうか。

●高橋 真議長

新本 耕太郎次長兼総務課長。

●新本耕太郎次長兼総務課長

諸見里議員の質疑にお答えいたします。この団体間の消費税については徴収しておりません。以上です。

●高橋 真議長

宮里学業務第一課長。

●宮里 学業務第一課長

ごみ処理手数料もそれに準じて、消費税はいただいております。以上です。

●高橋 真議長

新本耕太郎次長兼総務課長。

●新本耕太郎次長兼総務課長

消費税相当額についてはですね。この雑入の説明欄の18節残渣等車両積込み受託料、これは受託事業収入に關する糸豊焼却残渣一時保管に關する処理経費等相当額ということで排出する場合について、その手数料を取っております。東部清掃焼却残渣等埋立処分受託料についても、先ほど追加資料にあった7ページのごみ処理単価及び最終処分場の処理単価を計算するにあたっての費用、人件費、物件費、その他の費用については消費税相当額が入っているということで、見込みとしては消費税相当分が入っているということでございます。

●高橋 真議長

諸見里宏美議員。

●諸見里宏美議員

ということは消費税としては取っていないということですよ。それ相当分として設定して取っているということですよ。今後の部分で少し調査研究していただ

きたいと思いますが、産廃ごみ処理施設等々に関しては、その租税がかけられているわけなんです。そして中間処理に関してもやはり消費税相当額を取らないといけない。公共施設であっても、使用料等々それからいろんな手数料等々に関しては、国の税法等々絡み、国税関係で戸籍等々にはそういったものは含まれておりませんが、消費税が発生する部分がやはり出で来るわけですね。この部分のこの組合の処理受託する際に、どういったものがこの消費税として値するのかということのを少し調査しないと。一部事務組合であるといっても、公的な施設ではあります。しかしこれによって消費税がやっぱり反映されている部分が出てくると思うんですよ。この辺り少し調査してどういった部分の消費税が含まれてくるのかどうなのかということをやっておかないと。かなり厳しくなると思いますよ。これから。産廃業者にはこういった租税法が適用されていますからね。うちのほうにも最終処分場というのがあります。そしてし尿関係もあります。そういった部分に関しては使用料に関して消費税が含まれてくると思います。この部分を少し調査研究していただきたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

●高橋 真議長

新本 耕太郎次長兼総務課長。

●新本耕太郎次長兼総務課長

手数料については、今後、調査検討をしてまいります。よろしくお願いします。

●高橋 真議長

他に質疑はございませんか。

(『質疑なし』の声あり)

●高橋 真議長

質疑ないものと認め、これにて質疑を終了いたします。

次に、討論に入ります。議案第7号について討論はありませんか。

(『討論なし』の声あり)

●高橋 真議長

討論なしの声がありますので討論なしと認め、討論を終了いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第7号、平成29年度倉浜衛生施設組合一般会計予算について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●高橋 真議長

ご異議ございませんので、よって議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

日程第8、議案第8号、平成28年度倉浜衛生施設組合指定金融機関の指定についてを議題といたします。当局の説明を求めます。

●高橋 真議長

大庭隆志事務局長。

●大庭隆志事務局長

議案第8号 倉浜衛生施設組合指定金融機関の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項の規定に基づき、本組合の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる指定金融機関に別紙のとおり金融機関を指定したいので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年3月25日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

（提案理由）

指定金融機関を指定して、本組合の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせる必要があるため、この案を提出する。

次のページをお願いいたします。

別 紙

倉浜衛生施設組合指定金融機関の指定について。

1. 指定金融機関

（1）住 所 沖縄市上地二丁目10番1号

（2）金融機関名 コザ信用金庫

（3）代表者名 理事長 上 間 義 正

2. 指定金融機関の指定期間

平成29年7月1日から平成32年6月30日まで

以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

●高橋 真議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

（『質疑なし』の声あり）

●高橋 真議長

質疑はないものと認め、これにて質疑を終了いたします。

次に、討論に入ります。議案第8号について討論はありませんか。

（『討論なし』の声あり）

●高橋 真議長

討論なしの声がありますので討論なしと認め、討論を終了いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第8号 倉浜衛生施設組合指定金融機関の指定について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

●高橋 真議長

ご異議ございませんので、よって議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

日程第9、報告第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、例月現金出納検査の結果報告について議題といたします。

本件につきましては、報告書をお手元に配布してございますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

日程第10、報告第15号、平成28年度定例事務監査の結果報告について議題といたします。

本件につきましても、報告書をお手元に配布してございますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

続きまして、日程第11、一般質問に入りたいと思います。

お手元に配布しております一般質問通告書について、3月21日の通告締めきりまでに、1名の議員から一般質問通告書が事務局に提出されています。質問制限時間は、20分以内となっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、一般質問を行いたいと思います。

13番議員仲地泰夫議員の一般質問をお願いいたします。

●高橋 真議長

仲地泰夫議員。

●仲地泰夫議員

通告に基づきまして一般質問を行います。まず1番、定年後の職員の再就職の透明性について。

(1)現在再任用者は何人で、給料は幾らぐらいかについてお伺いいたします。

●高橋 真議長

新本耕太郎次長兼総務課長。

●新本耕太郎次長兼総務課長

仲地泰夫議員の一般質問に回答していきたいと思います。1.定年後の職員の再就職の透明性について、(1)現在再任用者は何人で、給料は幾らぐらいか。ということですが、今現在で、行政職1名、現業職2名、計3名の再任用職員がおります。再任用職員については、それぞれ週4日の短時間勤務で行っております。給与については、行政職が行政職給3級で20万3,200円、現業職が現業職給2級で16万2,800円となっております。

●高橋 真議長

仲地泰夫議員。

●仲地泰夫議員

退職後の給料制度は高いというふうに感じます。行政職の給与については、行政職給3級、4日間の勤務の短時間勤務ということで、20万円余りという答弁がございました。この短時間というのは何時間なのでしょう。

●高橋 真議長

新本耕太郎次長兼総務課長。

●新本耕太郎次長兼総務課長

再任用職員の任用形態については、地方公務員法第28条の5第1項の短時間勤務の職を占める職員として、その勤務時間は、休憩時間を除き1週間当たり31時間としております。

●高橋 真議長

仲地泰夫議員。

●仲地泰夫議員

31時間ということは、8時間は働かないということですね。現業職は、同じ再任用であっても16万2千600円と安いんですね。仕事の内容で安くなっているのか、それとも条例上安くなっているのか、沖縄市に準じるからそうなっているのかその辺をちょっとお聞きできますか。

●高橋 真議長

新本耕太郎次長兼総務課長。

●新本耕太郎次長兼総務課長

給与については、倉浜衛生施設組合職員給与条例、規則等で定められております。行政職、現業職、それぞれの給与表に基づいて適用しております。

●高橋 真議長

仲地泰夫議員。

●仲地泰夫議員

勤務時間については地方公務員法で定められていると、給料については条例及び規則で定められているということですが、再任用については、最大何年までできますか、次年度については再任用の予定はありますか、次年度はどういうふうに全部で何人予定していますか。

●高橋 真議長

新本耕太郎次長兼総務課長。

●新本耕太郎次長兼総務課長

再任用に関する条例等の規定では、最大で5年となっております。次年度については、現在の再任用職員3名に加え、平成29年3月31日に定年退職を迎える職員、行政職の1名の採用を予定しています。計4名となります。

●高橋 真議長

仲地泰夫議員。

●仲地泰夫議員

それでは(2)番に移ります。倉浜衛生施設組合職員が倉浜熱回収施設プラントメーカーに定年・及び再任用後に就職している、管理職員及び職員は、いないかお伺いいたします。

●高橋 真議長

新本耕太郎次長兼総務課長。

●新本耕太郎次長兼総務課長

(2)の倉浜衛生施設組合職員が倉浜熱回収施設プラントメーカーに定年・及び再任用後に就職している管理職員及び職員はいないかというご質問でございますが、現在、確認しているところでは、熱回収施設運転管理業者に1名、平成28年4月に採用されています。その職員については、在職時には、管理職員であ

り、平成26年3月に定年退職し、その後再任用され平成27年3月に任期満了にて退職しております。

●高橋 真議長

仲地泰夫議員。

●仲地泰夫議員

倉浜のプラントメーカーに再就職した方は、倉浜衛生施設組合では過去どのような管理職ですか。

●高橋 真議長

休憩いたします。

休憩（午前11時54分）

再開（午前11時54分）

●高橋 真議長

再開いたします。答弁からです。

新本耕太郎次長兼総務課長。

●新本耕太郎次長兼総務課長

失礼しました。定年退職時においては、業務第一課長でありました。平成21年4月から平成22年3月までの1年間、総務課長も経験しております。

●高橋 真議長

仲地泰夫議員。

●仲地泰夫議員

それではこの方は、現在は、プラントメーカーでどのような役職で、どのような仕事をしておられるのか、どれくらいの給料で出勤体制について教えていただけますか。

●高橋 真議長

新本耕太郎次長兼総務課長。

●新本耕太郎次長兼総務課長

現在の役職については、事務員とのことです。週4日勤務の非常勤職員で相談的な業務を行っているとのことです。給与については、把握いたしておりません。

●高橋 真議長

仲地泰夫議員。

●仲地泰夫議員

ちょっとお聞きしたいのは、7年前に初めてプラントメーカーと委託契約をしましたね。このプラントメーカーの7年前にプラントメーカーと委託契約した時の一番の現場の責任者は業務第一課の課長であったと、第二回もこれは一緒だと思いますけど、そういうふうに捉えていいですか。

●高橋 真議長

新本耕太郎次長兼総務課長。

●新本耕太郎次長兼総務課長

運転管理業務委託の入札事務は、平成21年度、平成24年度、平成27年度の計3回行っておりますけれども、この平成21年度、平成24年度の運転管理業務委託入札時の担当課長であります。

●高橋 真議長

仲地泰夫議員。

●仲地泰夫議員

では、(3)番に移ります。今後、倉浜衛生施設組合の職員の再就職の透明性についてちょっとお伺いしますが、熱回収施設の運転管理業務委託は、プラントメーカーがやっていますね。ただでさえ修繕等については、メーカーの言いなりになりかねない。そこにですよ。元課長が就職すると、次々と再就職先につながる可能性があります。今後、そういったことで癒着の可能性もあるということで歯止めをかける必要があると思います。国家公務員法には、退職前5年間に担当していた職務と密接に関係していた企業には、原則退職後2年間は再就職を禁止する規定が明文化されています。倉浜衛生施設組合には、このような規則はありますか。

●高橋 真議長

新本耕太郎次長兼総務課長。

●新本耕太郎次長兼総務課長

只今の質疑についてお答え致します。倉浜衛生施設組合事務局職員の退職管理に関する規則が、平成28年4月1日に施行されておりますが、その規則での対象職員については、事務局長だけとなっております。

●仲地泰夫議員

対象は事務局長のみということで、やはり私達、倉浜の議員もなかなかこっちに来るのは、たまにしか来られませんので、なかなか見えない部分があるんですよ。今後はこのようなことがあったら、議会にも情報提供をしていただきたい。そして、先ほど対象は事務局長のみと言っていましたけど、やはり次長も課長級までそういった規則を広げるよう検討は出来ないでしょうか。

●高橋 真議長

新本耕太郎次長兼総務課長。

●新本耕太郎次長兼総務課長

お答えいたします。退職管理に関する規則については、沖縄市及び関係団体等の状況をふまえ、課長級以上の職員についても対象とするか検討していきたいと思っております。

●高橋 真議長

仲地泰夫議員。

●仲地泰夫議員

2市1町ですね、やはり大切な税金で運営しておりますので、再就職の管理等についても是非検討していただきたいということを要望して一般質問を終わります。ありがとうございました。

●高橋 真議長

以上をもちまして、13番議員仲地泰夫議員の一般質問を終わります。

これにて、日程第11、一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩（午後12時06分）

再開（午後12時06分）

●高橋 真議長

再開いたします。

日程の追加をしたいと思います。

本議会で、平成29年度の議員の視察予算が可決されておりますので、議員の派遣の承認についてを議事日程に追加したいと思います。

休憩いたします。

休憩（午後12時07分）

再開（午後12時07分）

●高橋 真議長

再開いたします。

日程第12、議員の派遣承認についてを議題といたします。

次年度、地元還元施設の県外先進地の視察が予定されております。

この件についてお諮りいたします。

倉浜衛生施設組合議会会議規則第93条第1項の規定により、倉浜衛生施設組合議会地元還元施設県外先進地視察に、全議員の派遣を承認いただくこと。また、この視察の場所及び日程等につきまして、構成市町の議会日程等と調整をはかり決定していくこと。これらについて議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（『異議なし』の声あり）

●高橋 真議長

ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

また、次年度では、倉浜衛生施設組合の各施設の視察研修及びし尿処理施設の県内先進地の視察研修も検討されております。

お諮りいたします。これらの視察研修についても同様に、全議員の派遣を承認いただくこと。また、この視察の場所及び日程等につきまして、構成市町の議会日程等と調整をはかり決定していくこと。これらについて議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●高橋 真議長

ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

お諮りいたします。本定例会において議案等が可決されましたが、会議規則第37条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●高橋 真議長

ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

休憩いたします。

休憩 (午後12時10分)

再開 (午後12時10分)

●高橋 真議長

再開いたします。

これにて本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

よって、平成28年度第4回倉浜衛生施設組合議会定例会をこれにて閉会いたします。お疲れ様でした。

閉 会 (午後12時10分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年 3 月 31 日

議 長 商 楠 真

会議録署名議員 島 袋 邦 男

会議録署名議員 宮 城 勝 子